

2024年10月7日

各種医療従事者養成機関の長
各医療機関の長

殿

東京通信病院長
(公印省略)

病院研修・実習生の受入手続きについて (通知)

当院は、基幹型臨床研修病院であり、医療関係実習施設として役割を果たしているほか、医療技術者及び医療技術者養成機関の学生にも教育・研修を行っています。

研修生及び実習生、研修または実習に付き添われる教員の方(以下、「研修・実習を行う方」という)の安全確保並びに当院の感染対策のため、受入れの際に、健康診断(胸部レントゲン検査)の受診、流行性ウイルス感染症(麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎)及びB型肝炎ウイルス(HBV)の免疫確認を義務づけております。(病院見学、カンファレンスの参加等患者さんと接しない方については、検査やワクチン接種の必要はありません。)

検査結果が基準を満たしていることを各施設でご確認いただき、別紙の「ワクチン接種歴・抗体検査及び、胸部レントゲン検査結果報告書」(以下、「結果報告」という)をご提出ください。

なお、11月から3月にかけて研修・実習を行う方のインフルエンザワクチン接種および新型コロナワクチン接種については、実習前に接種することが望ましいですが強制ではありません。ワクチン接種不適合者に該当しない場合は事前の接種を検討してください。

報告書を提出する時点で、やむなく免疫状態の不十分な方がいる場合は、備考欄にその理由を記載してください。免疫が確認された状態で実習ができるように調整をお願いいたします。

健康診断の受診と免疫状態を確認できない方は、受け入れをお断りする場合がありますので、各施設で必要条件を満たしていることを必ず確認してください。

また、針刺・切創、皮膚粘膜曝露後の経過観察等の血液検査については、自己負担で行うこととなります。それらに対応できる保険への加入を推奨いたします。

なお、提出された申請書類等に含まれる個人情報については、受入れに関する手続き以外には使用いたしません。

問い合わせ先

実習事務局(医事課、地域連携・医療福祉相談室、栄養管理室、薬剤部、看護部以外は
経営管理課職員係研修担当)

東京通信病院 経営管理課職員係研修担当

〒102-8798

東京都千代田区富士見2-14-23

TEL 03-5214-7117

FAX 03-5214-7384

E-mail: kensyu@tth-japanpost.jp

胸部レントゲン検査、流行性ウイルス感染症及びB型肝炎ウイルスについて

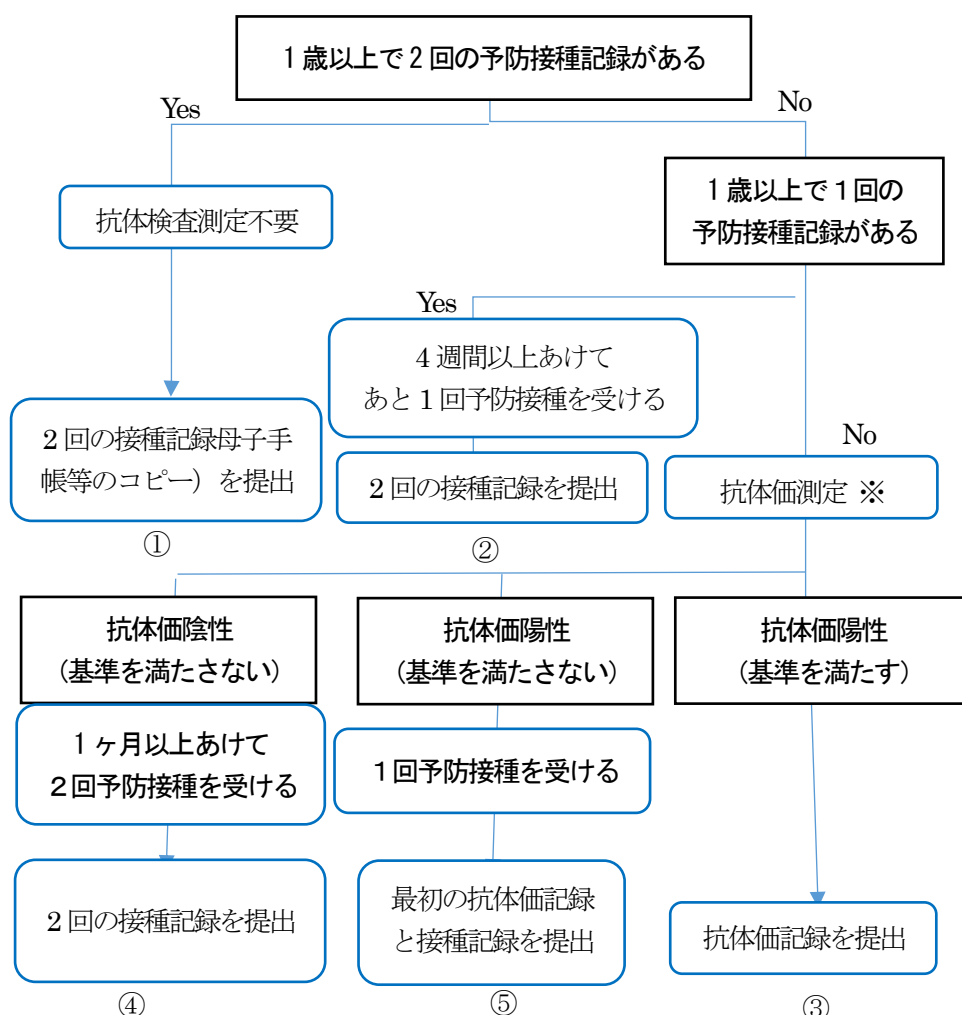
1. 胸部レントゲン検査について

- 1) 研修・実習開始時前1年以内に実施した胸部レントゲン検査で異常がないことを別紙「検査結果報告書」に記入し、提出してください。
- 2) 研修・実習中に過去の検査から1年が経過する時は、その時点で再度胸部レントゲン検査を受け、異常がないことを別紙「結果報告書」に記入し、提出してください。

2. 流行性ウイルス感染症（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）について

下記のフローチャート内の①～⑤のいずれかを満たしてください

ワクチン接種の記録や抗体検査の結果を別紙「結果報告書」に記入し、提出してください。基準を満たさない場合は、医師と相談の上、本人の責任のもと、ワクチン接種をしてください。ワクチンが接種できなかった場合は、その理由を別様式にご記入ください。



※ 抗体価を測定せず、4週間以上あけて2回予防接種を受け、その記録の提出でも可

○ 上記のいずれにも該当しない場合、少なくとも4週間以上開けて「2回」の予防接種を受け、その記録を提出する

○ 予防接種後の確認抗体価検査は不要

	検査方法	研修・実習可能な基準
麻疹	E I A (I g G)	16.0 以上
	P A	256 以上
	N T	8 以上
風疹	H I	32 以上
	E I A (I g G)	8.0 以上
水痘	E I A (I g G)	4.0 以上
	I A H A	4 以上
	N T	4 以上
流行性耳下腺炎	E I A (I g G)	4 以上

「日本環境感染学会医療関係者のためのワクチンガイドライン」第3版に準拠

3. B型肝炎ウイルス（HBV）について

- 1) HBs抗体検査（CLIA法・EIA法・CLEA法・RIA法）で10mIU/ml以上であることを記録で確認できる方

その結果を別紙で「結果報告書」に記入し、提出してください。

- 2) HBs抗体検査で10mIU/ml未満の方で、B型肝炎ワクチン接種歴が無い方

0・1・6ヶ月（1シリーズ）の3回B型肝炎ワクチンを接種し、接種終了後1ヶ月以上の間隔でHBs抗体検査を行ってください。結果が10mIU/ml以上の方はその結果を別紙「結果報告書」を記入し、提出してください。

検査結果が10mIU/ml未満の方は、もう1シリーズの接種を行い、接種終了後1ヶ月以上の間隔で再度HBs抗体検査を行い、その結果を別紙の「結果報告書」に記入し、提出してください。（コメント欄には2シリーズ終了と記載してください）。

（HBs抗体検査で10mIU/ml未満の場合、計2シリーズのワクチン接種を行ってください）

- 3) HBs抗体検査で10mIU/ml未満の方で、B型肝炎ワクチン接種歴が1シリーズの方

もう1シリーズの接種を行い、接種終了後1ヶ月以上の間隔で再度HBs抗体検査を行い、その結果を別紙の「結果報告書」に記入し、提出してください。（コメント欄には2シリーズ終了と記載してください）。

- 4) 2シリーズのB型肝炎ワクチン接種歴があり、HBs抗体検査で10mIU/ml未満の方

2回目のワクチン接種歴を記載していただき、コメント欄に2シリーズ接種済みである旨の記載をお願いいたします。

※ B型肝炎ウイルスのワクチン接種が完了するまでに長い期間を要しますので、早めの確認・対応をお願いいたします。

4. 季節性インフルエンザワクチンについて

必須ではありませんが、予防接種実施規則6条による接種不相当者に該当しない場合以外は事前の接種を推奨します。

5. インシデント・アクシデント発生時の対応

- 1) 実習生がインシデント・アクシデントを起こした場合、に当事者である実習生は直ちにその状況・内容を研修部門の臨床実習指導者へ報告してください。

- 2) 報告を受けた実習指導者は速やかに事故への対応を行い、「インシデント・アクシデント報告の流れ」に沿って、報告期限までに行動してください。

実習指導者は発見者としてインシデントレポートを作成し、医療安全対策室に報告を行います。

- 3) 報告を受けた臨床実習指導者は、所属長へ事故の状況・内容を報告してください。

- 4) 当事者である学生は、事故の状況、内容を大学の実習担当教員に速やかに報告し、大学の定める

インシデント・アクシデントレポートを作成し、大学へ提出してください。(レポートのコピーを所属長に提出してください。)

- 5) 実習対象者(患者さんなど)に関わる物品、機器などを破損した場合には破損により対象者及び実習生、周囲の他者に危害が及ばないよう安全を確認した上で、速やかに臨床実習指導者に報告してください。実習対象者の私物を破損、紛失した場合は誠実な態度で謝罪し、その現状復帰あるいは補償方法について実習担当教員と相談後、その補償に努めてください。
- 6) 所属長は必要に応じて実習担当教員と連絡を取ります。

6. 事故に対する保険加入の確認について

当院は実習生を受け入れるにあたり、事故に対する保険に加入しているか確認しますので、保険加入書の写しを提出してください。

(主な保険の種類)

① 学生教育研究災害傷害保険(本人の障害に対する保障)

学生本人のけがで治療期間1日以上(通学途中のけがは4日以上)が対象。実習地への往復途中の事故も正課の授業に準じると考えこの保険が適応対象となる。(通学中等障害危険担保特約)。

② 学研災付帯賠償責任保険(対人・対物賠償責任が生じた場合の保障)

医療関連学部・学科の正課、学校行事、課外活動(医療関連実習を含む)及びその往復における対人賠償と対物賠償が対象

③ 学生総合保障制度(他人に損傷を与えた場合の保障)

学生本人が他人にけがを負わせたり、他人の物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害を負った場合が対象